「希望・活躍・うるおいの埼玉」の実現に向けた提案・要望

分野別提案 · 要望

分野3 人財の活躍を支える分野

■確かな学力と自立する力の育成

【文部科学省】

県担当課: 小中学校人事課、県立学校人事課

1 教職員定数の増員及び配置基準の見直し

【文部科学省】

◆提案・要望

- (1) 学習指導要領を円滑に実施するとともに、学校における働き方改革を推進し、教員が児童 生徒と向き合う時間を拡充し、学力や体力の向上と規範意識の育成を目指す教育を充実させ るため、教職員定数を増やすとともに、必要な財源を確保すること。
- (2) 確かな学力の育成や一人一人の個性を尊重したきめ細かな教育を実施するため、学校当たりの学級数や学級当たりの児童生徒数が極めて多い本県の状況を踏まえ、学級数に加えて児童生徒数を基礎とする教職員配置基準とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 児童生徒をめぐる課題が複雑化・多様化している中、勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合は、非常に高い。文部科学省が策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ、授業やその準備に集中できる時間、児童生徒と接する時間及び自ら専門性を高めるための時間の確保、そして教職員の健康維持増進を図るため、教職員定数を増やす必要がある。
- ・ 「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」による教職員配置基準においては、主に学校ごとの学級数を基に教職員定数を算定している。本県は、1学級当たりの児童生徒数が多いことから、教員1人当たりの児童生徒数も多くなり、きめ細かな学習指導を実施する上での障害となっている。

◆参考

○勤務時間を除いた1ヶ月の在校時間が45時間を超える教諭の割合(土日を除く) 小学校78.5%、中学校81.2%、高校(全日制)54.2%、特別支援学校35.9%

(平成28年度 埼玉県による勤務状況調査)

○本県の公立小・中学校の教員1人当たりの児童生徒数(平成30年度)

小学校 18.0人(全国2位) 全国平均 15.3人 中学校 15.1人(全国2位) 全国平均 13.0人

2 栄養教諭及び学校栄養職員の配置の拡大

【文部科学省】

◆提案·要望

学校における食に関する指導の推進のため、栄養教諭及び学校栄養職員の配置基準を見直し、 増員を図るとともに、必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 栄養教諭及び学校栄養職員は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」により、定数の標準が定められているが、平成13年度から17年度にかけて実施された第7次公立 義務教育諸学校教職員定数改善計画以降、新たな定数改善は行われていない。
- ・ 食生活を取り巻く社会環境が大きく変化し、食生活の多様化が進む中で、栄養や食事のとり方など について正しい知識に基づいて自ら判断し、食をコントロールしていく「食の自己管理能力」や「望 ましい食習慣」を児童生徒に身につけさせるためには、栄養教諭等による食に関する指導の更なる充 実と、その指導を効果的に進めるための重要な教材でもある学校給食の適正な管理が必要である。
- ・ 現行の配置基準では、学校給食単独実施校の場合、児童生徒数が550人以上の学校で1人、549人以下の学校は4校につき1人の配置となり、共同調理場方式の場合、児童生徒数が1,500人以下の場合は1人、1,501人~6,000人までが2人、6,001人以上が3人の配置となっている。
- ・ 本県の学校給食単独実施校においては、全ての学校に栄養教諭等を配置することができないため、 配置されていない学校においては、学校給食に係る栄養管理や衛生管理、食に関する児童生徒へのき め細かな対応が十分でない状況にある。
- ・ また、共同調理場方式の学校においては、栄養教諭等1人当たりの学校数が単独実施校に比べて多いため、肥満、偏食、食物アレルギーなどの児童生徒へのきめ細かな対応や、食に関する効果的な指導が困難な状況である。
- ・ これらの課題を改善し、学校における食に関する指導を更に推進するためには、栄養教諭及び学校 栄養職員の配置基準の見直しが必要である。

◆参考

○本県の学校給食単独実施校における栄養教諭等の配置状況(平成31年4月)

	学校数	配置校数	未配置校数
小学校	273校	137校	136校
中学校	87校	31校	56校

[※]さいたま市及び休校を除く。

○本県の学校給食共同調理場方式実施校における栄養教諭等の1人当たりの学校数(平成31年4月)

			共同調理場方式					
		学校数	栄養教諭等 配置人数	1人当たり学校数 (参照:単独実施校)				
月	、学校	403校	86人	4.7校(2.0校)				
中	□学校	250校	51人	4.9校(2.8校)				

[※]さいたま市及び休校を除く。外部委託している学校を除く。

3 スクール・サポート・スタッフの配置推進

【文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)へのスクール・サポート・スタッフの配置に必要な財源を十分に確保するとともに、現在補助対象となっていない高等学校及び特別支援学校(高等部)においてもスクール・サポート・スタッフを配置できるよう、財政支援の拡充を図ること。
- (2) 市町村が実施主体となる間接補助事業の場合であっても、市町村の補助対象経費の1/3を補助金の額とすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 経済協力開発機構(OECD)による国際教員指導環境調査(平成25年度)によれば、日本の教員の 1週間当たりの勤務時間は参加国の中で最長(日本53.9時間、参加国平均38.3時間)であった。
- ・ 教員の長時間労働という働き方を改善することは、教員だけの問題ではなく、未来を支える子供たちの健全な育成のために取り組むべき重要かつ喫緊の課題である。
- ・ 学校や教員の業務の大胆な見直しを着実に推進し、教員の業務の適正化を推進することを通じ、教 員が担うべき業務に専念でき、子供たちと向き合える環境整備を推進することが求められる。
- ・ しかし、文部科学大臣の諮問機関である中央教育審議会に設置された「学校における働き方改革特別部会」では、事実上議論の対象が小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)に絞られ、平成29年8月に取りまとめられた緊急提言においては高等学校や特別支援学校(高等部)についての言及はない。
- ・ この緊急提言を踏まえた文部科学省の平成30年度の予算では、教員がより児童生徒への教材研究等に注力できるよう、学習プリントのコピーや授業準備などを行う「スクール・サポート・スタッフ」を小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)に限って配置することが予算化された。
- ・ しかし、教員の負担軽減を図るためには、全ての校種に多彩な外部人材を活用した支援体制を構築することが必要である。
- ・ 平成31年1月25日に開催された中央教育審議会総会において、学校における働き方改革の答申がま とめられた。その中で、文部科学省には授業準備や成績処理等を補助するスクール・サポート・スタ ッフ等の配置支援を行いつつ、各地方公共団体における受皿の整備の支援を同時に行うことが求めら れるとされている。
- ・ また、補助金の額については、市区町村が実施主体となる間接補助事業の場合、「市区町村の補助対象経費のうち都道府県が補助した額の1/3以内」であり、県が実施主体となる直接補助事業の場合 (補助対象経費の1/3以内)と補助金の額が異なるが、国と地方(県及び市町村)の負担割合でみると、同一とすることが適切であると考える。

◆参考

○本県における教員の勤務状況調査(平成28年6月)

	正規の勤務の時間を除く 在校時間(1日当たり)
小学校教諭	2 時間57分
中学校教諭	3 時間10分
高等学校教諭	2 時間11分
特別支援学校教諭	1 時間50分

4 日本学生支援機構の奨学金事務の学校における負担軽減 【新規】

【文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 教員の負担軽減を図るため、日本学生支援機構(以下「機構」という。)の奨学金事務については、学校の関与をできる限り減らし、機構と保護者の直接の対応も可能とすること。
- (2) 機構の電話対応窓口の環境を整備し、保護者からの問合せに適切に対応できるようにすること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 本県では、「独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)」の奨学金事務を主に教員が 行っており、以前から、その負担の大きさが課題となっていた。
- ・ 実態を把握するため、平成30年12月、機構の奨学金事務の負担状況について、県立学校にアンケート調査を実施したところ、過半数の教員が書類の確認や管理について負担が大きいと回答した。また、機構の電話回線が少ないため電話が繋がりにくいといった意見も聞かれた。
- ・ 現在、奨学金を希望する生徒やその保護者が、制度や手続きについて機構に確認したくても、直接 問い合わせができず、全て教員を介して確認を行わなければならないため、奨学金の円滑な事務処理 に支障をきたしている。
- ・ 平成31年1月25日には中央教育審議会から答申では、学校の業務を「1 基本的には学校以外が担 うべき業務」、「2 学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務」及び「3 教師の業務だが、 負担軽減が可能な業務」の3つに分け、中心となる担い手を学校・教師以外に積極的に移行していく という視点に立ち、教育委員会が検討を行うこととされている。
- ・ 機構の奨学金事務負担の軽減は、教員の働き方改革の観点からも必要である。

◆参考

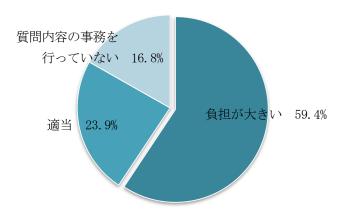
○本県の日本学生支援機構への奨学金申込者数(平成29年度)

卒業学年	申込人数				
生徒数※	合計 第一種(無利息) 第二種(利息有) 給				
37, 474 人	11,347人	4, 493 人	6, 282 人	572 人	

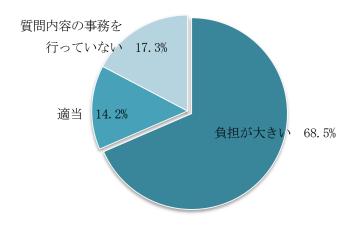
※卒業学年生徒数(全日制は3年生、定時制については4年生、通信制については卒業者とする)

○本県の県立学校へのアンケート結果 (一部抜粋)

・「申込関係書類の配付、内容についての説明」の負担の程度



・「生徒から提出された書類のチェック及び日本学生支援機構への提出」の負担の程度



<その他の意見>

- ・ 機構の電話回線が少なくつながらない
- ・ 個人情報の管理が負担
- ・ 生徒からの提出物の確認が複雑であり負担
- ・ 家庭ごとに申込手続が異なり煩雑
- ・ 機構からの資料が膨大であり、煩雑で教員が読み込むのに苦慮。生徒及び保護者も理解が困難

■豊かな心と健やかな体の育成

【文部科学省】

県担当課:生徒指導課

1 教育相談体制の強化に伴う財政上の措置

【文部科学省】

◆提案·要望

- (1) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に係る補助事業については、配置日数や勤務時間を増やすなど、財政支援の拡充を図ること。
- (2) スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に当たっては、補助事業の対象となる小学校や中学校だけではなく、高等学校や特別支援学校にも全校配置ができるよう、地方交付税による必要な措置を図ること。
- (3) SNS等を活用した相談事業については、全ての都道府県・指定都市が補助対象となるよう、財政支援の拡充を図ること。

- ・ いじめ防止対策推進法、教育機会確保法の施行により、国及び地方公共団体は、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であって教育相談に応じるものの確保が求められている。
- ・ そのため、児童生徒及び保護者に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる適切な支援が行われる必要がある。
- ・ しかしながら、国によるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置に対する補助事業での積算は、例えば中学校のスクールカウンセラーは年間35週、1日4時間勤務など、学校で必要とされる配置日数や勤務時間に比して不足しており、十分な配置が困難である。
- ・ また、国による補助事業の対象は小学校及び中学校に配置する者が中心となっており、高等学校や 特別支援学校に配置する者に対する地方交付税が措置されていない。
- ・ そのため、高等学校や特別支援学校におけるスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置が困難である。
- ・ あわせて、SNS等を活用した相談事業においては、補助対象事業者を都道府県・指定都市としているが、実際には既に文部科学省の事業を実施した自治体のみに限定しており、本県が取組を実施する場合は補助対象外とされている。
- ・ 特定の地域のみを補助対象とし、本県が補助対象外とされることについて、合理的な理由があると は考えられず、早急に全ての都道府県・指定都市が補助対象となるよう、財政支援の拡充を図ってい ただきたい。

■質の高い学校教育の推進

【内閣府、総務省、財務省、文部科学省】

県担当課: 学事課、教育局総務課、教育局財務課

県立学校人事課、小中学校人事課

特別支援教育課

1 高等学校等就学支援金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 全ての子供たちに教育の機会均等を確保する観点から、就学支援金制度については十分な 財源を確保するとともに、支給限度額の撤廃や、受給資格要件の緩和を図ること。
- (2) 所得の低い世帯の生徒の就学機会が奪われないよう、制度の拡充を図るとともに、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- (3) 就学支援金の支給事務については、学校関係者及び地方公共団体の意見を十分に聴き、生徒、保護者、学校及び都道府県の事務負担軽減の観点を踏まえた見直しを図ること。

また、マイナンバー導入後の就学支援金の支給事務については、各都道府県における実施・運用状況や意見・要望を十分に把握した上で、国が責任をもって継続的な制度整備を行うこと。

その上で、審査事務等に係る事務費について、マイナンバー導入を理由に一律に削減する ことなく、国がその全額について財政措置を講じること。

- (4) 就学支援金制度の周知は、引き続き国において実施すること。
- (5) 1単位当たりの授業料を設定している場合については、支給限度額を撤廃、支給額を月額にするなど算出方法を簡素化し、事務負担の軽減を図ること。
- (6) 年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校の授業料の実質無償化の実現に当たっては、国の責任において全ての財源を安定的に確保し、都道府県の財政負担が生じないようにすること。
- (7) 国において就学支援金の交付時期の前倒しを検討する際には、各都道府県が就学支援金に 関連して実施する独自補助などの仕組を国において詳細に調査した上で、学校や各都道府県 が現実的に対応可能な制度設計を行うこと。

- ・ 所得の低い世帯の生徒の就学の機会を引き続き確保するなど、教育の機会均等を確保する観点から 経済的負担を軽減する必要がある。
- ・ 県立高校においては、県が定めた授業料額と支給限度額の差額を県が負担している。また、支援の 対象は、正規修業年数までであり、それを超える部分については、生徒が負担している。

- ・ 家計急変(保護者の失職等)などの事由により、所得の低くなった世帯の生徒でも、就学支援金の 対象とならない場合がある。
- ・ 定時制、通信制等で、1単位当たりの授業料を設定している場合は、就学支援金の額が月額ではなく、1単位当たり単価で定められている。この結果、履修単位数によって生徒ごとに支給額が異なることになり、非常に事務が煩雑となっている。
- ・ 所得の基準年度が第1期と第2期で分かれており、制度が分かりづらい上、1年生は年2回の所得 審査が必要であるなど、事務が煩雑となっている。
- ・ 就学支援金の申請受付や審査事務に当たり、プライバシーへの配慮、また、債権管理等といった事務が増加し、事務費も発生している。また、国からの事務費交付金については、マイナンバー導入による事務軽減を理由に前年度比で一律減額となったが、各県では審査のためにマイナンバーの入力業務委託を必要とするなど新たな事務費が発生している。
- ・ 就学支援金の支給事務へのマイナンバー導入については、国からマニュアルが示されているものの、 疑問点がいまだ解消されていないなどフォローアップが十分とは言えず、現場では混乱が生じている。 また、導入後においても新システムの運用やマイナンバー徴収など新たな事務に対して混乱が生じる ことが想定される。
- ・ 就学支援金制度について、中学3年生やその保護者への周知が引き続き必要である。
- ・ 国において2020年度までに年収約590万円未満世帯を対象とした私立高等学校授業料の実質無償化 を実現するとされているが、その具体的な財源は不確定である。
- ・ 本県では、就学支援金に上乗せする形で授業料や施設費等の補助を行っている。申請件数は延べ約 6万件に及ぶため、審査等の事務処理に相当の時間を費やすことから交付決定までにはどうしても数 か月の期間を必要とする。

2 奨学のための給付金制度の改善

【総務省、財務省、文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 第1子、第2子以降の区別なく同額の給付額とし、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以外の教育費相当額が対象となるよう財政措置を図ること。
- (2) 対象となる生徒に係る補助金については、国が責任を持って十分な財源を確保すること。
- (3) 制度が煩雑であり、必要書類が多岐にわたることから、手続きの簡素化を図ること。 また、申請者が理解しやすいよう、就学支援金と申請先を合わせることや、支給区分を分 かりやすくするなど工夫すること。
- (4) 制度実施に伴い発生する人件費、事務費等については、国がその全額について財政措置を講じること。
- (5) 県外の高等学校に在籍する生徒に対し制度周知ができるような必要な措置を講じること。 また、県外から通う生徒については、「学校が所在する都道府県が就学支援金の課税情報 などを活用し学校を通じて申請を促す仕組」などを国において制度設計すること。

- ・ 高等学校等就学支援金制度に所得制限を導入することにより捻出する財源を活用し、低所得世帯の 経済的負担を軽減するため、奨学のための給付金制度が平成26年度から実施されている。
- ・ 第1子と第2子以降の支給額に差があり、また、生徒会費、PTA会費、修学旅行費等の授業料以 外の教育費用相当額が対象となっていない。
- ・ 国庫負担3分の1の国庫補助事業として予算の範囲内で補助金を交付するとしている。
- ・ 補助対象の世帯や支給額の区分の設定が複雑なため、その確認に必要な証明書類が多岐にわたり、 事務が煩雑である。
- 制度実施のための人件費、事務費等が発生している。
- ・ 「県外の高等学校に在籍する対象生徒」を「給付を行う県」だけで正確に把握することは困難であるため、県外の生徒について申請漏れを防ぐための抜本的な制度設計が必要である。
- ・ 県外の高等学校に在籍する生徒に対し、県の制度を周知することが困難である。
- ・ 就学支援金と申請先の都道府県区分が異なる上、支給区分の設定が複雑であり、申請者から多くの 問い合わせを受けている。

3 専門学校の授業料減免措置の推進

【総務省、財務省、文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 専門学校への授業料等減免の交付事務については、学校関係者及び都道府県の意見を十分に聴き、学校の経営を圧迫することなくスムーズに交付できるよう制度を整えること。
- (2) 高等教育の無償化の実現にあたり、私立専門学校の機関要件の確認事務については都道府 県が行うこととなったが、その事務費については2019年から2年間のみの措置とされてい る。2020年からは交付事務が開始され、2021年以降も機関要件の確認事務及び交付事務は継 続されることから、引き続き国において事務費を負担すること。
- (3) 制度の周知・広報については、国において実施すること。

- ・ 国は、平成30年12月に高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針が決定されたことを受け、低所得者世帯の者であっても、社会で自立し、活躍することができる人材を育成する大学等(大学、短期大学、高等専門学校、専門学校)に修学することができるよう、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対して、授業料及び入学金の減免と給付型奨学金の支給を合わせて措置することとしている。
- ・ その大学等には、私立専門学校も含まれ、一定の要件の確認を受けた大学等に入学・在学している学生を支給対象としている。
- ・ 私立専門学校については、一定の要件(以下「機関要件」という。) に合致するか確認をする機関として、都道府県を確認者とし、授業料等減免に係る費用は国1/2、都道府県1/2の負担とすることとされた。
- ・ 本格実施となった場合、機関要件の確認ができた私立専門学校に対して、2020年4月からは都道 府県を通じ授業料等減免額の交付手続きをすることになるが、国は法案を通常国会に提出中であり、 詳細は未定となっている。
- ・ 2020年4月からの制度の実施に向け、2019年度の夏頃までに私立専門学校は都道府県に対して機関要件の確認申請を行い、都道府県は認定及び公表を行うことを求められているが、確認事務の詳細は未だ示されていない。
- ・ 国は、機関要件の確認のための事務費を2019年から2年間のみ全額国庫で措置するとしているが、機関要件の確認の他、2020年からは交付事務も都道府県で行うとされており、都道府県の事務負担は2年間のみで軽減されるものではない。

4 学校における障害者雇用の推進

【財務省、厚生労働省、文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 障害のある教員の負担を軽減するため、人的支援に係る財政措置及び制度的措置を講じること。
- (2) 障害のある教員が働きやすい学校環境を整備するため、施設改修及び機器導入に係る財政措置を講じること。
- (3) 教育職員における障害者雇用の全国状況や、障害を有する者が教員を目指す上でどのよう な課題を抱えているか実態を把握すること。
- (4) 障害を有する者が学びやすい環境を整備するよう、教員養成課程を有する大学等に対し、 働き掛けを行うなど、障害のある教員の育成を推進すること。
- (5) 教育職員における障害者雇用の実態に鑑みた制度の在り方を検討すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者雇用率の不適切な算定が全国的に問題となり、本県においても、平成30年6月1日現在、教育局全体の雇用率が1.66%と法定雇用率を下回っている状況である。特に学校現場における障害者雇用の推進は大きな課題であり、教育職員以外の雇用率は8.94%であるのに対し、教育委員会の職員の9割を占める教育職員は1.04%と低い状況にある。このため、教育職員における障害者雇用率を改善することが喫緊の課題となっている。
- ・ 障害のある教員が勤務するには、障害のある教員をサポートするための人的支援、環境整備が必要 となる。

人的支援としては、障害のある教員に対する業務全般のサポートを行うスタッフの雇用に係る 人件費、障害により教科指導をする際に支障がある教員とペアを組んで指導する教員や、体育や 音楽など特定の教科指導が負担になる教員に代わり指導する教員の定数措置などが必要である。 環境整備としては、教員の障害の種類・程度に応じて必要な支援は異なるものの、例えば職員室と 教室を行き来するためのエレベーターなどのバリアフリー化に係る施設改修、ICT機器や点字プリンタ等の機器整備が考えられる。

- ・ また、教育職員の雇用率を改善するには、障害のある教員の育成を推進する必要がある。障害のある教員免許状取得者は極めて少ないため、雇用そのものが困難となっている。教育職員における障害者雇用の全国状況を踏まえるとともに、障害のある者が教員を目指す上でどのような課題を抱えているかの実態把握や、障害のある者が学びやすい環境を整備するよう教員養成課程を有する大学等に対し働き掛けを行うなどの取組が必要である。
- ・ 障害のある教員の育成は、中長期的に推進すべきものである。障害者における教員免許状取得者数を増加させるための措置と併せて、実態に鑑みた制度の在り方を検討することが必要である。

◆参考

○本県の職種・学校種別障害者雇用率等一覧(平成30年6月1日現在)

職種	学校種別	①法定雇用障害者数の算 定の基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率
±2.1.0	小学校	10, 232. 5	45. 0	0. 44
教育	中学校	6, 023. 0	48.0	0.80
職	高等学校	5, 417. 0	72.0	1. 33
· 職	特別支援学校	2, 236. 0	84.0	3. 76
只	小計	23, 905. 5	249. 0	1. 04
そ	教育局	511.0	52. 5	10. 27
Ø	小学校	527. 5	21.5	4. 08
他	中学校	264. 0	12.0	4. 55
\mathcal{O}	高等学校	583. 5	76. 5	13. 11
職	特別支援学校	147. 0	19. 0	12. 93
員	小 計	2, 031. 0	181.5	8. 94
	合 計	25, 936. 5	430. 5	1.66

注) ①の校種ごとの値と合計欄の値は、端数処理の都合上一致しない。

○本県における人的支援等事例

- ・小学校(精神障害)…チームティーチング実施。少人数学級を担当するなど、業務量に配慮。
- ・中学校(視覚障害)…チームティーチング実施。生徒の答案や作文は、他の教員が添削を補助。
- ・高等学校(肢体不自由)…1階に専用の部屋を用意。階段の昇降の際は、他の教員が付添。 印刷、コピー、提出物の点検等は、他の教員が補助。

○本県の市町村及び県立学校のバリアフリー整備状況(平成30年7月1日現在)

	市町村立小・中学校(1,222 校)		県立高等	県立高等学校(139校)		県立特別支援学校(36校)	
	設置校数	設置率	設置校数	設置率	設置校数	設置率	
スロープ	1, 107	90.4%	138	99.3%	36	100.0%	
障害者用トイレ	974	79.6%	128	92.1%	36	100.0%	
エレベーター	278	22.7%	34	24.5%	36	100.0%	
階段手摺	1, 206	98.5%	139	100.0%	36	100.0%	
車いす用駐車場	_	_	139	100.0%	36	100.0%	
出入り口の幅	_	_	139	100.0%	36	100.0%	

○大学等新規卒業者免許取得状況

平成 26 年度卒業 110,800 人 (うち、障害者の数 130 人 (0.12%)) 平成 27 年度卒業 109,441 人 (うち、障害者の数 158 人 (0.14%)) 平成 28 年度卒業 107,692 人 (うち、障害者の数 161 人 (0.15%))

5 高等学校等就学支援金の支給額等の見直し

【財務省、文部科学省】

◆提案·要望

父母負担の軽減を図るため、高等学校等就学支援金の支給額等の改定を行い、空調の整備及び 運転に必要なコストを的確に反映させること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 地方財政計画に定める公立学校の授業料(以下「標準的な授業料」という。)は、平成19年度に改定された後、10年以上据え置かれたままとなっている。
- ・ その間、多くの公立高等学校では生徒の学習環境の充実を図るため空調設備を設置してきた。さらに、昨今の猛暑を踏まえると、生徒の安全確保の観点から、空調設備は必要不可欠な設備である。
- ・ こうしたコストは、標準的な授業料に適切に反映すべきであるが、前記のとおり長期にわたり見直されていないため、これを基に算定した高等学校等就学支援金は過少な状態である。
- ・ 本県でも、適当な財源措置がなされていないため、空調はPTAが設置するなどし、維持管理費を 含めて父母負担となっているところである。

◆参考

○地方財政計画に基づく公立高等学校の授業料の年額(全日制)

現行	現行 空調使用料相当額	
118,800円	+9,000円	127,800円

空調使用料相当額:本県のPTA等の団体が徴収している空調使用料を基に試算

6 特別支援学校の設置義務の政令市への拡大 【新規】

【文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 特別支援学校に在籍する児童生徒数の増加に対応するとともに、連続性のある「多様な学びの場」の充実を図るため、現在、学校教育法第80条により、都道府県と定められている特別支援学校の設置義務について、政令市にも拡大を図ること。
- (2) 特別支援学校の設置に係る財政的支援制度の充実を図ること。

- ・ 特別支援学校の設置義務については、学校教育法第80条により、都道府県と定められている。
- ・ また、障害者基本法第16条では、国及び地方公共団体は、可能な限り障害者である児童生徒が、 障害者でない児童生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容等の改善・充実を図る 等必要な施策を講じなければならない、とされている。
- ・ 本県においては、知的障害を中心に特別支援学校に在籍する児童生徒数が増加傾向にある中、過密の状況を解消するため、平成19年度以降、知的障害特別支援学校10校を設置し、肢体不自由教育部門を1校に整備してきた。
- ・ 現在、令和3年4月の開校を目指し、県南部地域特別支援学校(仮称)及び県東部地域高校内分校(仮称)の整備と、令和5年4月の開校を目指し、県東部地域特別支援学校(仮称)の整備を進めているところである。
- ・ また、他県の政令市では、独自に知的障害特別支援学校を設置し、児童生徒の増加への対応を図っているところもある。
- ・ このような状況を踏まえ、教職員の人事権などを有する政令市にも特別支援学校の設置義務が法 律上も認められれば、市内の知的障害のある児童生徒を受け入れるための特別支援学校の設置に向 けた取組がより促進され、児童生徒数の増加に対応するとともに、小中学校からの連続性のある教 育活動や多様な学びが可能となり、特別支援教育の充実に大きな効果が見込める。
- ・ 加えて、特別支援学校の設置に係る財政的負担は極めて大きく、必要な学校整備を計画的に推進するためには、より一層の財政的支援制度の充実が必要である。

◆参考

・平成30年度 政令指定都市 市立特別支援学校の状況

No	都道府県	市	知的※1	他の障害	在籍数※2	人口※3	
1	北海道	札幌市	2	3	318	1,952,356	
2	宮城県	仙台市	1	0	151	1,082,159	
3	埼玉県	さいたま市	0	2	88	1,263,979	
4	千葉県	千葉市	3	0	361	971,882	
5		横浜市	5	7	1,528	3,724,844	
6	神奈川県	川崎市	3	1	610	1,475,213	
7		相模原市	0	0	ī	720,780	
8	新潟県	新潟市	2	0	277	810,157	
9	静岡県	静岡市	0	0	-	704,989	
10	評画乐	浜松市	0	0	-	797,980	
11	愛知県	名古屋市	4	0	1,127	2,295,638	
12	京都府	京都市	6	2	1,133	1,475,183	
13	士匠库	大阪市※4	_	1	1	2,691,185	
14	大阪府	堺市	2	0	330	839,310	
15	兵庫県	神戸市	4	1	1,114	1,537,272	
16	岡山県	岡山市	0	0		719,474	
17	広島県	広島市	1	0	527	1,194,034	
18	右回 旧	北九州市	6	2	1,215	961,286	
19	福岡県	福岡市	6	2	1,566	1,538,681	
20	熊本県	熊本市	1	0	22	740,822	

- ※1 知的障害の学校数には、他障害種との併置校含む
- ※2 在籍数は、各政令市等発表値(平成30年5月1日現在)
- ※3 人口については、平成27年度国勢調査による
- ※4 平成28年4月 大阪市立特別支援学校12校は、府立に移管

7 義務教育費国庫負担金の算定方法の見直し

【財務省、文部科学省】

◆提案·要望

義務教育費国庫負担金の地域手当の算定に当たっては、総務省が示した支給対象地域及び支給率 を基礎として行うこと。

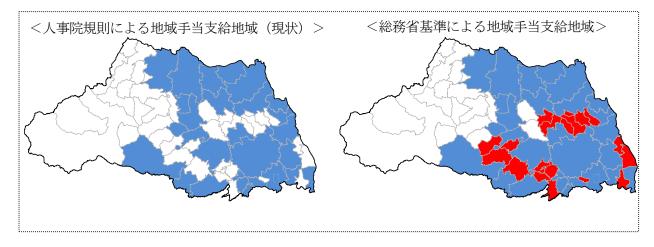
◆本県の現状・課題等

- ・ 文部科学省は義務教育費国庫負担金の地域手当の算定に当たり、人事院規則に定める国の官署のある地域のみを対象とし、国の官署がない地域については対象外 (無支給地) として扱っている。人事院規則に定める地域のみを対象とする積算方法は実態を考慮しておらず、明らかに不合理なものである。
- ・ 総務省は、国の官署のない地域についても民間の賃金水準を基礎とした合理的な地域手当の基準を 明示しており、こうした基準を使用し、国庫負担金について合理的な算定を行うべきである。
- ・ なお、総務省基準で新たに追加される支給地域は、本県で18市町あり、国庫負担金への影響額は約9億円にのぼる。このような状況は他県においても発生しており、全国21都府県で114市町村が同様の状況にある。

◆参考

○総務省基準で新たに追加される県内の支給地域

【"国の官署がない"ために、無支給地として取り扱われている地域】 狭山市、蕨市、新座市、桶川市、北本市、八潮市、富士見市、蓮田市、鶴ヶ島市、日高市、 吉川市、ふじみ野市、白岡市、伊奈町、三芳町、毛呂山町、宮代町、松伏町(計18市町)



■私学教育の振興

【内閣府、総務省、文部科学省】

県担当課:学事課

1 私学振興の推進

【内閣府、総務省、文部科学省】

◆提案·要望

- (1) 私立学校の教育条件の維持や向上、経営の健全化など公教育の重要な一翼を担う私立学校の振興を図るとともに、父母の経済的負担の軽減を図るために必要な財源を確保すること。
- (2) 県が行う専修学校への運営費補助金についても国庫補助金の対象とすること。
- (3) 私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)及び私立幼稚園等特別支援教育 費補助については、交付に必要な財源を確保し、引き続き交付額の圧縮が生じないようにするこ と。
- (4) 幼児教育の無償化に当たっては、財源負担を含め地方としっかり協議を行い地方の意見を十分 取り入れながら進めること。

また、幼稚園教育類似施設に通う子供への支援の在り方について、幼児教育の無償化の対象に加えるかどうか早急に結論を出すこと。

- (5) 幼児教育の無償化や保育士等への処遇改善が私立幼稚園に与える影響を把握するとともに、県 運営費補助金の交付を受ける私立幼稚園に対しても有効な処遇改善策を講ずること。
- (6) 地方交付税交付金の算定においては、専修学校分を拡充するとともに他の学種についても充実を図ること。
- (7) 私立学校における I C T 教育環境(施設・設備等)整備について、全国的な需要調査を実施した上で必要な補助財源を確保し、一定期間に集中的な整備を促進すること。
- (8) 教員の負担軽減や部活動の活性化に向け、私立学校における「部活動指導員」について、国において配置人数や活動時間などの全国的な調査を実施すること。

その上で、配置人数に応じて補助金を交付するなど、配置に係る私立学校の財政的負担を考慮 した補助制度を国において構築し、私立学校における積極的な部活動指導員の配置促進を図るこ と。

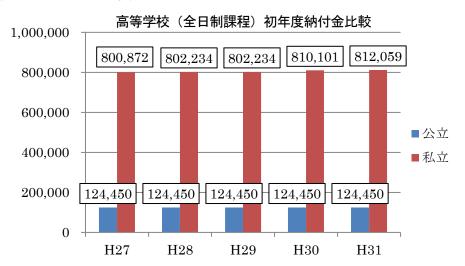
(9) 広域通信制高校の展開するサテライト施設に関する全国調査については、調査内容を充実させた上で、国が引き続き実施すること。

また、調査結果については各都道府県に対して詳細に提供すること。

- ・ 県運営費補助金に占める国庫補助金の割合は、約15%と低水準で推移している。
- ・ 私立高等学校等経常費助成費補助金(教育改革推進特別経費)について、平成22年度から平成27年度まで交付額の圧縮が行われ、国の交付要綱に示された補助単価に基づく交付を受けていなかった。
- ・ 私立幼稚園等特別支援教育費補助についても同様に、平成21年度から平成27年度まで交付額の圧縮 が行われ、国の交付要綱に示された補助単価どおりの交付を受けていなかった。
- ・ 平成22年度から就学支援金による私立高等学校の授業料の軽減が図られたが、依然として私立高等学校の生徒納付金は公立高等学校に比べて高額であり、著しい負担格差が存在している。
- ・ 幼児教育の無償化については、本年10月から実施が予定されているが、現時点で内閣府、文部科学 省及び厚生労働省並びに地方自治体のハイレベルによる幼児教育の無償化に関する協議の場や、市町 村実務検討チームによる打ち合わせが開催されているところであり、地方自治体及び幼稚園関係者向 けの実務手続きや制度周知の遅れが懸念される。また、子ども・子育て支援臨時交付金の算定方法が 現在のところ示されていない。
- ・ 幼稚園の認可を受けていないが地域や保護者のニーズに応えて教育活動を行っている幼稚園教育類 似施設に通う子供への支援の在り方については、全国共通の課題であることから国が責任をもって統 一的な対応を図るべきである。
- ・ 子ども・子育て支援新制度においては、平成29年度から技能・経験等に応じた保育士等への新たな 処遇改善が開始されたが、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園の教員に対しては同様 の処遇改善の仕組みがない。
- ・ 専修学校は職業教育等における社会的役割が増しているが、その振興に係る助成は国庫補助対象ではなく、地方交付税交付金に算定されているのみとなっている。
- ・ ICT施設整備の国庫補助制度はあるが、予算不足により募集がされていない。また、ICT機器 (タブレット端末等)の購入に係る国庫補助制度については例年申請額に対し圧縮がかかる傾向にあり、私立学校のICT教育環境整備が進まない要因の一つとなっている。
- ・ ICT教育環境整備について、全国の私立学校の整備状況に係る十分な実態把握がなされておらず、 私立学校が進めるICT教育環境整備に対する国の支援目標が定められていない。
- ・ 公立学校においては交付税措置等により令和4年度までのICT教育環境の整備完了に向けた支援がされている中、私立学校においては、次期学習指導要領導入時におけるICT教育環境の整備が遅れることが懸念される。
- ・ 平成30年3月にスポーツ庁、平成30年12月に文化庁からそれぞれ示された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」・「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」によると、部活動を将来においても持続可能なものとするため、その在り方に関し、速やかに改革に取り組む必要があるとしている。その中で「指導・運営に係る体制の構築」として、学校の設置者は学校の実態等を踏まえて、部活動指導員を積極的に任用するよう求められている。
- ・ 私立学校については、部活動指導員の配置など、教員の負担軽減を図るための多様な外部人材活用 等の推進に対して、私立高等学校等経常費補助金(教育改革推進特別経費)による措置がなされてい る。しかし、当補助は取組を行った学校1校当たりで交付されるものであり、配置人数や活動時間等 は考慮されていないため、配置に係る私立学校の財政的負担を踏まえた十分な措置が国によりなされ ているとは言えない。
- ・ 通信制高校のサテライト施設については、平成29年度に文部科学省が「広域通信制高等学校の展開するサテライト施設に関する全国調査」を実施したが、平成30年度には実施されていない。通信制高校についてはガイドラインが改訂され、教育の質の確保や向上が求められている背景もあり、国による早急な継続調査が必要である。また、調査結果については、所轄庁だけでなくサテライト施設の所在都道府県でも実態把握ができるよう、国は各都道府県に対してより詳細な情報を提供する必要があ

る。

◆参考(初年度納付金・公私比較)



■様々な課題を抱える子供たちへの支援

【文部科学省】

県担当課: 県立学校人事課、小中学校人事課

特別支援教育課

1 通級指導教室等の充実

【文部科学省】

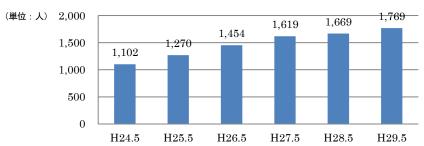
◆提案・要望

- (1) 発達障害等の通級指導担当教員の基礎定数化を着実に進めること。
- (2) 特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数 を確保するために必要な財源を措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成24年文部科学省調査「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」によれば、通常の学級に在籍する児童生徒のうち、「知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す」とされた児童生徒の割合は、6.5%存在するとされており、発達障害を含む障害のある児童生徒への指導の充実を図り、小・中学校の通常学級に在籍しながら障害に応じた特別の指導を行う通級指導教室や、特別支援学校のセンター的機能の一層の整備が必要である。
- ・ 平成29年文部科学省調査「平成29年度通級による指導実施状況調査(平成29年5月1日現在)」によれば、埼玉県では県内全児童生徒数の約0.3%に当たる1,769人が発達障害・情緒障害通級指導教室に通級しており、今後も通級による指導が必要な児童生徒の増大が見込まれるため、発達障害等の通級指導担当教員については基礎定数化を着実に進める必要がある。
- ・ また、特別支援学校のセンター的機能の中核を担う特別支援教育コーディネーターへの相談件数についても増加傾向にあるため、特別支援教育コーディネーターについても基礎定数化を図り、特別支援教育に必要な定数を確保する必要がある。

◆参考



発達障害・情緒障害通級指導教室に通う児童生徒数

※ 平成30年度の児童生徒数については、現時点で文部科学省が公表していないため 更新していない。

2 特別支援学校の幼稚部・専攻科の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案·要望

特別支援学校の幼稚部及び専攻科についても、早期教育・専門教育の重要性に鑑み、小学部、中学部及び高等部に準じた学級編制や教職員定数に係る法制度を整備すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 特別支援学校の小学部、中学部の教職員定数については、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職 員定数の標準に関する法律、また、高等部の教職員定数については、公立高等学校の適正配置及び教 職員定数の標準等に関する法律において規定されている。
- ・ しかし、特別支援学校の幼稚部及び専攻科の教職員定数については、いずれの法律にも規定がない ため、給与費に係る県の負担部分が大きく、財政状況によっては、必要な教職員数が措置できないこ とも想定され、きめ細かな指導を実施する上での障害となっている。

3 特別支援学校の看護教諭の教職員定数に係る法制度の整備

【文部科学省】

◆提案・要望

特別支援学校において、児童生徒に医療的ケアを実施する看護師資格を有する教諭について、定数措置ができるよう法制度を整備すること。

- ・ 本県では、医療的ケアも自立活動の一環として位置付けており、看護師資格を有する教諭が看護教 諭として医療的ケアの実施にあたっている。
- ・ しかし、法制度上看護教諭の定数措置はなく、教諭の定数を看護教諭に充てている。そのため、医療的ケア対象児童生徒の増加とともに、看護教諭を十分に配当できないといった弊害や、看護教諭の配当のために教諭の配当が少なくなるといった弊害が生じている。

■障害者の自立・生活支援

【内閣府、厚生労働省】

県担当課:障害者福祉推進課、障害者支援課

国保医療課

1 障害者支援制度の見直し

【厚生労働省】

◆提案・要望

(1) 平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言を尊重し、可能な限りその実現を図ること。

特に現在は日額払いである報酬について、事業が安定的に運営できるよう事業運営報酬の部分については、月額払いとすること。

(2) 障害福祉サービスの充実を図るためにも、県及び市町村が実施する地域生活支援事業について、定められた補助率を守ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 平成23年8月に障がい者制度改革推進会議総合福祉部会は、障害者総合福祉法の骨格に関する総合 福祉部会の提言を取りまとめた。
- ・ 政府は、障害者自立支援法の名称を障害者総合支援法に改め、平成25年4月から施行したが、障害者総合支援法は、障がい者制度改革推進会議総合福祉部会が取りまとめた骨格提言の内容を十分に反映していない。なかでも施設系支援に係る「事業運営報酬」(人件費・固定経費・一般管理費)の原則月額払いを求める提言などが反映されていない。
- ・ 平成28年5月に障害者総合支援法の一部が改正されたが、骨格提言をほとんど反映していない。
- ・ 地域の実情に応じた取組を行う県や市町村の地域生活支援事業に対する国の補助金については、事業実績に応じた補助金(補助率50%)となっていない。

○地域生活支援事業に対する国の補助金の充当率

	H25	H26	H27	H28	H29
県	37%	23%	20%	25%	32%
市町村	34%	32%	31%	33%	33%

◆参考

○障害者自立支援給付における財政負担 国1/2、県1/4、市町村1/4

2 障害者支援施設の整備

【厚生労働省】

◆提案·要望

現在、1,500人を超える方々が入所待ちをしており、依然として施設が不足している実情を踏まえ、今後とも必要な障害者支援施設の整備に対し、国庫補助の措置を講じること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者支援施設の入所者については、現在、地域生活への移行促進を図っている一方で、本県の入 所待機者は年々増加している。
- ・ 本県の人口は全国第5位だが、人口10万人あたりの障害者支援施設の定員数は全国第41位である。
- ・ 自傷、パニックなどの強度行動障害や重複障害などにより地域社会での生活が困難な、真に施設入 所が必要な方々が多数入所待ちをしている。
- ・ 県内では、3件の国庫補助協議が採択され、平成30年度中に定員120人分が整備されるが、依然と して入所待機者は増えている。
- ・ 親の高齢化などにより、家庭生活での支援が困難になる中、引き続き、障害者支援施設の整備が必要である。

◆参考

○入所待機者数の推移

(各年5月1日現在)

	H26	H27	H28	H29	Н30
知的障害者	936人	980人	1,037人	1,131人	1,215人
身体障害者	385人	368人	356人	366人	354人
計	1,321人	1,348人	1,393人	1,497人	1,569人

○障害者支援施設数・定員(平成31年1月1日現在)

施設種別	施設数	定員
主に知的障害者の障害者支援施設	68	4,305人
主に身体障害者の障害者支援施設	32	1,917人
計	100	6,222人

- ○第5期埼玉県障害者支援計画の数値目標(計画期間 平成30年度~平成32年度)
 - ・障害者支援施設の平成28年度利用者の9%を地域生活へ移行

平成28年度利用者数

5,319人

地域移行9%(H32末目標)

479人

- ・障害者支援施設は必要数を整備
- 国は、地域生活を推進する観点から、第5期障害福祉計画に係る基本方針において、「平成32 年度末において、平成28年度末時点の施設入所者数の2%以上を削減すること」としている。 また、定員増を伴う障害者支援施設の整備に対する補助を原則認めていない。

3 社会福祉施設等施設整備費補助金の増額

【厚生労働省】

◆提案·要望

施設整備を促進していく上で、国庫補助制度の活用が不可欠であることから、必要な整備を確実に 行うための財源を確保し、協議した案件全てが認められるよう財政的支援を行うこと。

◆本県の現状・課題等

- ・ 障害者が住み慣れた地域で安心して生活できるようにするためには、生活の拠点となるグループホームの整備を計画的に促進していく必要がある。
- ・ 県の5か年計画では、毎年250人の利用定員数を確保し、令和3年度末までにおける利用定員数5,050 人分を目標値としている。
- ・ また、施設利用者の安心・安全を確保するため、昭和56年改正建築基準法以前に建築された建物の うち、耐震化整備が必要な建物については整備を進めている。
- ・ こうした中、県では、事業実施年度の前年度から、事業予定者からの協議受付、審査委員会による 審査、県予算の確保など事業実施に向けた手続きを進めているが、これは、国予算が十分に確保され ることを前提として行っているものである。
- ・ 平成26年度以降に県が協議した61件の施設整備案件に対し、採択されたのは、38件であり、その割合(採択率)は62.3%に留まっている。

◆参考

国庫補助協議案件の採択状況(平成26年度以降)

国の予算年度		協議	採択	採択率
平成 26 年度	補正	5件	3件	60.0%
平成 27 年度	当初	16件	6件	37. 5%
	補正	10件	5件	50.0%
平成 28 年度	当初	17件	2件	11.8%
	補正	7件	6件	85. 7%
平成 29 年度	当初	12件	1件	8.3%
	補正	7件	6件	85. 7%
平成 30 年度	当初	16件	8件	50.0%
	補正	4件	1件	25. 0%
計		61件※	38件	62. 3%

※複数回協議したもの(重複)を除く。

注) 政令市、中核市及び国立施設(国リハ・秩父学園)を除く。

4 障害福祉人材の確保・定着に向けた取組の強化

【厚生労働省】

◆提案·要望

障害福祉サービス利用者の高齢化、障害の重度化が進んでいる現状を踏まえ、利用者本人の希望に沿った十分な対応ができるようにするため、また、障害福祉に携わる職員の専門性を高められるようにするため、各事業所・施設の運営実態を踏まえた検証を行い、障害福祉に携わる職員の一層の処遇改善に向けて、所要の措置を行い、その財政的措置を図ること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 現在、障害者の増加に伴い障害福祉サービス事業所・施設は増加しているが、一方で、福祉を希望 する求職者が減少し、障害福祉に携わる職員の確保が困難になってきている。
- ・ 障害福祉サービスの利用者も高齢化・重度化し、身体介護、医療的ケア等を必要とする利用者も増加している。また、強度行動障害など処遇困難者への対応も求められている。
- ・ しかしながら、生活介護など各事業所・施設には、認知症や骨粗しょう症などの高齢者の特性に対応した身体介護や見守り等ができる職員や強度行動障害に対する専門知識を有する職員が十分配置されているとは言えない。また、医療的ケアを行うための看護師の配置も進んでいないものと思われる。
- そのため、利用者の高齢化・重度化に対応した質の高いサービスが提供されていない。
- ・ このような状況の中で、高齢者の介護や子供の保育に携わる職員と同様な処遇改善など人材確保を 図る必要がある。また、介護や看護などを行う専門的な職員を配置することが可能となる報酬単価を 設定する必要がある。

◆参考

○各事業所・施設の推移

(各1日31日現在)

事来// / / / / / / / / / / / / / / / / / /				
種別		平成29年度	平成30年度	増減数
生活介護	箇所数	352	384	32
	定員数	12, 129	12, 693	564
グループホーム等	箇所数	720	817	97
	定員数	4, 367	4, 883	516
施設入所支援	箇所数	101	100	$\triangle 1$
	定員数	6, 232	6, 222	△10
計	箇所数	1, 173	1, 301	128
	定員数	22, 728	23, 798	1,070

○介護職員の有効求人倍率(平成30年12月)

介護全国	介護埼玉県	全産業全国	全産業埼玉県	
4. 47	5. 53	1.63	1.51	

(厚生労働省「職業安定業務統計」)

5 レスパイトケアなど在宅障害児・者を介護する家族への支援の充実

【厚生労働省】

◆提案·要望

医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者を介護する家族への定期的なレスパイト利用のため、障害児通所支援事業の医療連携体制加算を引き上げるとともに、医療型短期入所事業所の報酬を入院診療報酬と同程度の報酬とすること。

※レスパイトケア… 障害児・者などを在宅でケアしている家族を癒すため、一時的 にケアを代行し、リフレッシュを図ってもらうもの

◆本県の現状・課題等

- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族の負担は非常に重いため、定期的なレスパイトケアが必要である。
- ・ しかし、医療的ケアを必要とする重症心身障害児・者が利用できる障害福祉サービス事業所は極めて少ない状況にある。その理由として、以下の2つがある。
 - 障害児通所支援事業について、医療連携体制加算が1日10,000円に増額されたものの、看護職の人材を確保するには十分ではない。
 - 宿泊利用できる医療型短期入所事業所の報酬が低額なため、事業を開始する施設等が少ない。
 - ・短期入所の受入れを行った場合の報酬=32,770円/日
 - ·入院診療報酬=50,700円/日
- ・ そこで、本県では、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を受け入れた医療的ケアが可能な日中 一時支援事業所に経費の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ また、医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を受け入れた医療型短期入所事業所に短期入所報酬 と入院診療報酬との差額相当分の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助している。
- ・ 医療的ケアが必要な重症心身障害児・者を在宅で介助する家族のレスパイトケアを充実させるため には、国において報酬の引上げを行う必要がある。

◆参考

○本県における在宅の重症心身障害児・者数(平成30年4月1日現在)

重症心身障害者(超重症含む)	1,702 人
重症心身障害児 (超重症含む)	1,014人

6 重度心身障害者に対する公費負担医療制度の創設

【厚生労働省】

◆提案·要望

- (1) 地方単独事業として全都道府県で実施されている重度心身障害者に対する医療費助成について、国として身体・知的・精神障害者を対象とした統一的な公費負担医療制度を創設すること。
- (2) 医療費助成の現物給付実施に伴う国民健康保険の国庫負担金減額措置について、未就学児 以外に対する減額措置も直ちに廃止すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 重度心身障害者に対する医療費助成制度は、経済的基盤の弱い重度心身障害者やその家族の経済 的・精神的負担の軽減に大きく寄与している。
- ・ 一方、この制度は地方単独事業であるため、各都道府県で受給対象者や助成対象範囲・助成方法などが異なっており、不均衡が生じている。
- ・ また、医療費助成制度の現物給付の実施に伴う国民健康保険の国庫負担金の減額措置は本来国が果たすべきセーフティネットを担っている地方公共団体の努力を阻害するものである。

市町村が現物給付を行う場合、未就学児までを対象とする医療費助成については、平成30年度から 国民健康保険の国庫負担金減額措置が廃止されたが、未就学児以外を対象とする医療費助成について は減額措置が継続されている。

◆参考

○埼玉県の重度心身障害者医療費の助成状況

医療費支給対象	身障手帳:1~3級			
	療育手帳:マルA、A、B			
	精神手帳:1級(精神病床への入院費用は助成しない)			
	後期高齢者医療制度の障害認定者			
	※ 平成27年1月以降に65歳以上で新たに障害者手帳を取得した場合は対象外。			
医療費支給方法	償還払い			
令和元年度予算	6, 216, 754千円			
平成30年度実績	対象者: 135,992人 支給件数: 3,562,551件			
	市町村支給額:13,797,486千円 県補助額:6,102,587千円			

7 軽度・中等度難聴児に対する補装具費(補聴器)の支給

【厚生労働省】

◆提案·要望

身体障害者手帳の交付対象とならない軽度・中等度難聴児が言語・コミュニケーション能力などの発達や学習における困難さの軽減を図れるよう、補聴器購入費用の助成について、国として措置すること。

◆本県の現状・課題等

- ・ 聴覚に障害を有する児童は、言語・コミュニケーション能力などの発達や、教育の場における学習 上の困難さを抱えているが、補聴器を早期に装着することでこうした困難さは大幅に軽減できると言 われている。
- ・ しかし、身体障害者手帳を交付できる認定基準に達していない軽度・中等度難聴児については、補 聴器の購入費用が全額自己負担とされているため、こうした児童を養育している多くの若年層世帯に とっては、補聴器の購入が大きな経済的負担となっている。
- ・ そこで、本県では、平成24年度から軽度・中等度難聴児に補聴器の購入費用の助成を行う市町村に対して、その事業費の一部を補助する制度を設けたところ、平成27年度には県内全ての市町村がこうした補助事業を実施するに至っている。
- ・ このような補助事業は全国的に拡大しており、平成29年度には全ての都道府県で実施している状況 にあることから、国が補装具費として全国統一の基準で助成をすべきである。

◆参考

○身体障害者手帳所持者に対する障害者総合支援法における財政負担 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4

○軽度・中等度難聴児に対する補助事業を実施する都道府県の推移

	23 年度 以前	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 以降
補助実施 都道府県数	7	13	30	36	43	45	47

○補聴器購入費用例(両耳)

・軽度・中等度難聴用耳かけ型 110,878円

・FM型 391,742円

8 障害者差別解消法の円滑な運用のための支援

【内閣府】

◆提案·要望

- (1) 障害者差別解消法の円滑な運用に支障がないよう必要な財源を確保すること。
- (2) 国として率先して法の普及啓発を進めるとともに、不当な差別的取扱い及び合理的配慮については、考え方だけでなく、具体的な判断基準を示すこと。

- ・ 障害者差別解消法では、地方公共団体等には不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供を義務 付け、民間事業者には不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を努力義務としている。
- ・ 地方公共団体では、啓発活動、相談及び紛争防止等のための体制整備、障害者差別解消支援地域協議会の運営など財政負担が増大している。
- ・ ついては、地方公共団体が行う事業に対して、国での財源措置を講じる必要がある。
- ・ また、社会全体への法の浸透が不十分な状況であり、より一層の普及啓発を進めなければならないが、必要な啓発活動を行う義務は国及び地方公共団体に課せられており、国も地方公共団体任せではなく、率先して普及啓発を進める必要がある。
- ・ さらに、国が基本方針等において示している、不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え 方だけでは、不当な差別的取扱いや合理的配慮における過重な負担とはどの程度のものが認められる か、判断が難しい状況にある。
- ・ そこで、不当な差別的取扱い及び合理的配慮について、国において具体的な判断基準を示す必要がある。